

令和2年2月7日

## 一般質問・代表質問・総括質問における持ち時間の変更について

会派の構成員数に変更があったため、標記の件について下記のとおり変更する。

### 記

#### 1 一般質問の時間配分（別紙1）

一般質問については、現員数に変更がないため、議員1人当たりの持ち時間に変更はない。

そのため、構成員数の変更があった **自民党** 及び **新たに無所属議員となった1名の議員**の持ち時間に変更が生じたが、それ以外の会派への影響はない。

#### 2 代表質問の時間配分（別紙2）

代表質問については、議員1人当たりの質問時間を、代表質問を行う会派（自民党、公明党、共産党、民主クラブ）の構成員の人数から算出するため、変更が生じる。

そのため、4会派の会派当たりの持ち時間を再計算したところ、**自民党**、**公明党**、**共産党**の持ち時間に変更が生じた。

#### 3 総括質問の時間配分（別紙3）

総括質問については、現員数に変更がないため、議員1人当たりの持ち時間に変更はない。

そのため、構成員数の変更があった **自民党** 及び **新たに無所属議員となった1名の議員**の持ち時間に変更が生じたが、それ以外の会派への影響はない。

## 一般質問の時間配分

- 1 1日の会議時間延べ7時間（10時～17時）のうち、議事30分・休憩1時間30分（概ね12時～13時及び15時～15時30分）の2時間を除いた5時間を、一般質問の時間とする。
- 2 一般質問5時間の配分は過去の実績を勘案し、質問時間を6割（3時間）答弁時間を4割（2時間）と見なす。
- 3 1年間の一般質問の日程は、第1回定例会1日、第2回・3回・4回定例会2日ずつの合計7日間となる。従って、一般質問の質問時間は、21時間（3時間×7日）である。
- 4 1年間の議員1人当たりの質問時間は27分（21時間÷46人）となる。
- 5 各会派及び無所属議員の1日の質問時間は、1年間の各会派及び無所属議員の持ち時間（27分×所属議員数）を一般質問の日程7日で割った時間とする。
- 6 第2回・3回・4回定例会は、一般質問の日程が2日（6時間）あるので、1人会派及び無所属議員にも時間を割りふることにする。
- 7 質問については、主として区政に関する考え方や方針・見解等に関して概括的に行うこととし、上記の時間配分（質問時間を6割、答弁時間を4割）を十分に考慮して行う。

## 《算出根拠》

(小数点以下第一位四捨五入)

1 議員1人当たりの持ち時間 21時間（1,260分）÷46人 ≒ 27分

## 2 各会派の1年間の持ち時間

|         |                |
|---------|----------------|
| 〔自 民 党〕 | 27分×17人 = 459分 |
| 〔公 明 党〕 | 27分×10人 = 270分 |
| 〔共 産 党〕 | 27分×9人 = 243分  |
| 〔民主クラブ〕 | 27分×4人 = 108分  |
| 〔市 民〕   | 27分×3人 = 81分   |
| 〔無所属の会〕 | 27分×2人 = 54分   |

## 3 各会派の1日の持ち時間

|         |               |
|---------|---------------|
| 〔自 民 党〕 | 459分÷7日 = 66分 |
| 〔公 明 党〕 | 270分÷7日 = 39分 |
| 〔共 産 党〕 | 243分÷7日 = 35分 |
| 〔民主クラブ〕 | 108分÷7日 = 15分 |
| 〔市 民〕   | 81分÷7日 = 12分  |
| 〔無所属の会〕 | 54分÷7日 = 8分   |

#### 4 各定例会の時間配分

##### (1) 第1回定例会の時間配分

|         |        |   |    |     |    |                   |
|---------|--------|---|----|-----|----|-------------------|
| 〔自 民 党〕 | 66 62分 | } | 合計 | 171 | 51 | 合計 175分 (2時間 55分) |
| 〔公 明 党〕 | 39分    |   |    |     |    |                   |
| 〔共 産 党〕 | 35分    |   |    |     |    |                   |
| 〔民主クラブ〕 | 15分    |   |    |     |    |                   |
| 〔市 民〕   | 12分    |   |    |     |    |                   |
| 〔無所属の会〕 | 8分     |   |    |     |    |                   |

##### (2) 第2・3・4回定例会の時間配分

|         |                    |   |    |     |    |                   |
|---------|--------------------|---|----|-----|----|-------------------|
| 〔自 民 党〕 | 66 62分×2日=132 124分 | } | 合計 | 342 | 42 | 合計 350分 (5時間 50分) |
| 〔公 明 党〕 | 39分×2日= 78分        |   |    |     |    |                   |
| 〔共 産 党〕 | 35分×2日= 70分        |   |    |     |    |                   |
| 〔民主クラブ〕 | 15分×2日= 30分        |   |    |     |    |                   |
| 〔市 民〕   | 12分×2日= 24分        |   |    |     |    |                   |
| 〔無所属の会〕 | 8分×2日= 16分         |   |    |     |    |                   |

〔1人会派・無所属議員〕 27分

※13分と14分の2回にわけて行うことができることとする。

## 代表質問の時間配分

- 1 1日の会議時間延べ7時間（10時～17時）のうち、休憩1時間30分（概ね12時～13時及び15時～15時30分）を除いた5時間30分を、代表質問の時間とする。
- 2 代表質問5時間30分の配分は過去の実績を勘案し、質問時間を6割（3時間18分）答弁時間を4割（2時間12分）と見なす。
- 3 議員1人当たりに換算した質問時間（198分÷40人）に、会派の人数を掛け、会派の質問時間を算出する。
- 4 1人会派及び無所属議員については、代表質問は行わない。
- 5 質問については、区長の施政方針に対して大局的な見地から行うこととし、上記の時間配分（質問時間を6割、答弁時間を4割）を十分に考慮して行う。

### 《算出根拠》

- 1 一人当たりの質問時間 ~~5.0~~ 5.1分 （小数点以下第二位四捨五入）
- 2 会派当たりの質問時間（小数点以下第一位四捨五入）
 

|         |      |   |    |     |   |    |     |   |    |      |      |      |
|---------|------|---|----|-----|---|----|-----|---|----|------|------|------|
| 〔自 民 党〕 | 5.1分 | × | 17 | 16人 | = | 85 | 82分 | } | 合計 | 200分 | （3時間 | 20分） |
| 〔公 明 党〕 | 5.1分 | × | 10 | 人   | = | 50 | 51分 |   |    |      |      |      |
| 〔共 産 党〕 | 5.1分 | × | 9  | 人   | = | 45 | 46分 |   |    |      |      |      |
| 〔民主クラブ〕 | 5.1分 | × | 4  | 人   | = | 20 | 分   |   |    |      |      |      |

## 総括質問の時間配分

## 1 補正予算の総括質問

(小数点以下第一位四捨五入)

議員1人あたりの持ち時間 6分

[会議時間-(幹事長会出席会派加算)-議事運営時間]÷現員数

[ 330分 -( 10分 × 4会派 ) - 10分 ] ÷ 46人 ≒ 6分

※幹事長会出席会派は10分を加算する。

|       |                            |                     |
|-------|----------------------------|---------------------|
| 自 民 党 | 6分× <del>17</del> 16人+10分= | <del>112</del> 106分 |
| 公 明 党 | 6分×10人+10分=                | 70分                 |
| 共 産 党 | 6分×9人+10分=                 | 64分                 |
| 民主クラブ | 6分×4人+10分=                 | 34分                 |
| 市 民   | 6分×3人                      | = 18分               |
| 無所属の会 | 6分×2人                      | = 12分               |
| 無所属議員 |                            | 6分                  |
| 無所属議員 |                            | 6分                  |

## 2 決算・当初予算の総括質問

(小数点以下第一位四捨五入)

議員1人あたりの持ち時間 18分

[会議時間-(幹事長会出席会派加算)-議事運営時間]÷現員数

[ 990分 -( 30分 × 4会派 ) - 30分 ] ÷ 46人 ≒ 18分

※幹事長会出席会派は30分を加算する。

|       |                             |                     |
|-------|-----------------------------|---------------------|
| 自 民 党 | 18分× <del>17</del> 16人+30分= | <del>336</del> 318分 |
| 公 明 党 | 18分×10人+30分=                | 210分                |
| 共 産 党 | 18分×9人+30分=                 | 192分                |
| 民主クラブ | 18分×4人+30分=                 | 102分                |
| 市 民   | 18分×3人                      | = 54分               |
| 無所属の会 | 18分×2人                      | = 36分               |
| 無所属議員 |                             | 20分                 |
| 無所属議員 |                             | 20分                 |

※1人会派の質問持ち時間は20分とする。

(平成7年8月17日 議会運営委員会決定)